

敬愛大学校友会会則

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は敬愛大学校友会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は千葉県千葉市稲毛区穴川 1 丁目 5 番 21 号 敬愛大学内に置く。
- 第 3 条 本会は敬愛大学の建学の精神「敬天愛人」に則り会員相互の親睦を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会の事業は次の通りとする。
- (1) 会報の発行。
 - (2) 会員相互の親睦交流を図るための事業。
 - (3) 母校の後援に必要な事業。
 - (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 議

- 第 5 条 本会は次の会員をもって組織する。
- (1) 正 会 員 敬愛大学（旧千葉敬愛経済大学）を卒業した者。
 - (2) 準 会 員 敬愛大学の在学学生とし、卒業により正会員となる。
 - (3) 特別会員 敬愛大学の現・旧教職員。
- 第 6 条 会員が本会の品位と名誉を毀損し、好ましくない行為をした場合は、総会の議決により除名することができる。

第3章 役 員

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 名誉会長 1名 | (5) 常任監事 若干名 |
| (2) 会長 1名 | (6) 会計 2名 |
| (3) 副会長 2名 | (7) 会計監査 2名 |
| (4) 幹事 2名 | |
- 第 8 条 会長・副会長・会計および会計監査は、正会員の中から総会において選出する。
- 2 名誉会長は、学長とする。
 - 3 学年幹事は、各卒業年度の会員の中から、二名および正会員の
中から会長が指名した者とする。
 - 4 本会の役員任期満了者は常任監事とする。
- 第 9 条 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は職務を代行する。
 - 3 役員会は会長・副会長・幹事および会計をもって組織し会務に参画する。
 - 4 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第 10 条 役員任期は 2 年とし再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、その任期満了の後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 会 議

- 第 11 条 会議は、総会および役員会とする。
- 第 12 条 総会は、年 1 回開催するものとし会長が招集する。
- 第 13 条 会長は役員会の決議に基づき臨時総会を招集することができる。
- 第 14 条 役員会は、次の各事項について審議する。

(1) 会則の改正

(3) 事業計画書

(2) 予算・決算について

(4) その他本会に必要な重要事項

第15条 役員会は、総会に提出する原案を協議し総会に提出する。

第16条 役員会は、会長が招集する。但し、役員の3分の1以上の要求のあった時、会長は招集しなければならない。

第17条 役員会の議長は会長とする。但し、会長に事故あるときは、副会長がこれに当る。

第18条 会議は出席者の過半数をもって議決する。賛否同数のときは、議長の決するところとする。

第5章 支部

第19条 本会は、必要に応じて支部を置くことができる。

2 支部設置については、役員会の了承を得て、定期総会で承認を得なければならない。

3 支部代表者は、支部の規則、名簿および役員などを会長に報告する。会長は、必要に応じて支部代表者を役員会に出席させることができる。

第6章 会計

第20条 本会の経費は、終身会費・寄附金・その他の収入をもって充てる。

第21条 会員は、終身会費として金参万円を納めなければならない。

但し、準会員は敬愛大学入学時に入会金五千円、二年次壹萬円、三年次壹萬円、四年次五千円を納付するものとする。退学等により大学の学生を離れた時に、本人の申し出により返還する。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日をもって終わる。

第7章 会則の改正

第23条 本会則の改正は、第15条の手続きを経て総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 補則

第24条 本会則についての細則は、役員会の議決を得てこれを定める。

附 則

この会則は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成3年6月16日より施行する。

附 則

この会則は、平成8年7月20日より施行する。

附 則

この会則は、平成24年6月17日より施行する。

附 則

この会則は、平成27年6月21日より施行する。